

## (一社) 横須賀建設業協会 入会規定

平成 10 年 7 月 2 日制定

平成 22 年 11 月 25 日改定

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 25 日改定

令和元年 5 月 21 日改定

### (入会の資格)

- 第 1 条 一般社団法人横須賀建設業協会に入会しようとするものは、定款第 5 条に定める条件を具備すると共に、会員としての品格を損なわないものとする。
2. 入会を希望するものは、原則として次表の各項目すべての基準に該当していなければならないものとする。

項 目	基 準
1. 年間完成工事高	5, 0 0 0 万円以上
2. 資本金	3 0 0 万円以上
3. 自己資本	3 0 0 万円以上、又は直近 2 カ年の損益計算書上の経常利益がプラスであること
4. 経営年数	3 年以上
5. 建災防	加入していること
6. 建退共	共済契約者であること

(注) この表の判断基準は、原則として加入申請時の直前の決算期における財務諸表による事とする。

### (入会の申込み)

- 第 2 条 入会を希望するものは、別紙に定める入会申込書と上部団体選択届と共に、次に掲げる書類を添付し理事長に提出しなければならない。
1. 建設業法に基づく許可書 (写)
  2. 経営事項審査申請書 (写)  
(工事経歴書他すべてを含む)
  3. 経営状況分析申請書 (写)
  4. 代表者の経歴書
  5. 定款
  6. 登記簿謄本
  7. 建設業労働災害防止協会加入証明書 (申請日より 3 か月以内に発行されたもの)

8. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（申請日より3か月以内に発行されたもの）

（資格審査）

第3条 理事長は、入会申込書を受理したときは、これを総務・企画委員会に付議し、入会について諮問するものとする。

2. 総務・企画委員会は、入会申込書の内容、添付書類等を審査した後、その結果を付し理事長に答申しなければならない。

（会員の承認）

第4条 理事長は、総務・企画委員会から答申を受けたときには、理事会に諮り推薦者の出席を求め、入会申込者の事業所の概況及び推薦経緯の紹介を経て会員としての承認の可否を決定するものとする。

（入会申込者への通知）

第5条 入会申込者が入会を承認されたときは、その旨理事長名をもって入会者に通知する。

（報告）

第6条 理事長は、会員としての承認を行ったときは協会員に報告するものとする。